

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

ITを活用した情報共有や業務のデジタル化等により、サプライチェーン全体での効率化の推進に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定並びに労務費や原材料費等の上昇に伴う取引価格見直しに当たっては、下請事業者からの協議の申入れに応じ、十分に協議します。取引対価の決定を含め 契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

契約上知りえた下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に不当な損失を与えることのないように配慮します。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わないように努め、やむを得ず、短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、双方合意に基づき適切に対処します。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社 Web サイトにおいて「購買理念・基本方針」を掲載し、当社の考え方を広く公開しています。パートナーである取引先との信頼関係・相互発展を大切にし、公平・公正な取引きを行います。

2024 年 3 月 21 日

C K D 株式会社

代表取締役社長 奥岡 克仁